○国家公安委員会告示第三十一号

技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員会規則第三号) 第十七条第一項第二号の規定に基

づき、 技能検定、 技能教習又は学科教習につい ての技 能又は知識に関する講習であって当該講習を修了した

者が 及び当該免除される審査細目を次のように定める。 技能検定員審査又は教習指導員審査に おいて一定の審査細 目について審査を免除されることとなる講習

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

― 技能検定についての技能又は知識に関する講習

自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 技能検	運転技:	(大型) 課程 定員と	自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 技能検	講書
技能検定員審査(中型)の審査細目のうち、技能検	転技能に関する観察及び採点の技能	定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の	能検定員審査(大型)の審査細目のうち、技能検	免除される審査細目

(中型) 課程	定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の
	運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員	技能検定員審査(準中型)の審査細目のうち、技能
(準中型) 課程	検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車
	の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員	技能検定員審査(普通)の審査細目のうち、技能検
(普通)課程	定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の
	運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員	技能検定員審査(大自二)の審査細目のうち、技能
(大自二)課程	検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車
	の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員	技能検定員審査(普自二)の審査細目のうち、技能
(普自二)課程	検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車

自動		二 技能		 (普 番	自動車		(中刑	自動車		(大)	 自 動 重	
動車安全運転センターが行う新任教習指導員	講習	技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習		(普通二種) 課程	自動車安全運転センターが行う新任技能検定員		(中型二種) 課程	自動車安全運転センターが行う新任技能検定員		(大型二種) 課程	自動車安全運転センターが行う新任技能検定員	
教習指導員審査(大型)の審査細目のうち、教習指	免除される審査細目	##	車の運転技能に関する観察及び採点の技能	能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動	技能検定員審査(普通二種)の審査細目のうち、技	車の運転技能に関する観察及び採点の技能	能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動	技能検定員審査(中型二種)の審査細目のうち、技	車の運転技能に関する観察及び採点の技能	能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動	技能検定員審査(大型二種)の審査細目のうち、技	の運転技能に関する観察及び採点の技能

導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必	(普通)課程
教習指導員審査(普通)の審査細目のうち、教習指	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員
についての知識	
必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育	
指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に	(準中型) 課程
教習指導員審査(準中型)の審査細目のうち、教習	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員
ついての知識	
要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育に	
導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必	(中型)課程
教習指導員審査(中型)の審査細目のうち、教習指	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員
ついての知識	
要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育に	
導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必	(大型) 課程

習に必要な教習の技能	
習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教	(大型二種) 課程
教習指導員審査(大型二種)の審査細目のうち、教	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員
についての知識	
必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育	
指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に	(普自二)課程
教習指導員審査(普自二)の審査細目のうち、教習	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員
についての知識	
必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育	
指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に	(大自二) 課程
教習指導員審査(大自二)の審査細目のうち、教習	自動車安全運転センターが行う新任教習指導員
ついての知識	
要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育に	

自 自 (普通二 (中型二 動 動 車 車安全運転センターが行う新任教習指導員 **一安全運** 種) 種) 課程 課程 転 セン ターが行う新任教習指導員 教習: 教習指導員審査 習指 習に必要な教習の技能 習指導員として必要な自動車 習に . 必 指 導員として必 導 要な教習 蒷 審 査 一の技: (中型二種) **(普** 要な自動 通 能 種 車 の審査細 \mathcal{O} \mathcal{O} の運転技能及び技能教 審 運 型転技能! 査細 目 目のうち、 及び のうち、 技 能 教 教 教

附則

1 この告示 は、 道路交通法 (I) 部を改正する法律 (平成二十七年法律第四十号) の施行 の 日 (平成二十九

年三月十二日。 以 下 「改正 法施行品 日」という。 から施行する。

2 平成十九年国家公安委員会告示第七号 (技能: 検定員 審査等に . 関 はする規則第十七条第一項第二号の規定に

基づき、

技能検定、

技能教習又は学科教習につい

ての技能又は

知識に関する講習であって当該講習を修了

L た者が技能 検定員審査又は教習指導員審査にお *(* \ 、 て 一 定 の審査細目について審査を免除されることとな

る講習及び当該免除される審査細目を定める件)は、廃止する。

改正法施行日において現に自動車安全運転センターが行った講習で次の表の上欄に掲げるものを修了し

改正法施行日以後に自動車安全運転センターが行う講習で同表の下欄に掲げるも

のを修了した者とみなす。

ている者は、それぞれ、

新任教習指導員(普通二種)課程	新任教習指導員(普通二種)課程
新任教習指導員(中型二種)課程	新任教習指導員(中型二種)課程
新任教習指導員(普通)課程	新任教習指導員(普通)課程
新任教習指導員(中型)課程	新任教習指導員(中型)課程
新任技能検定員(普通二種)課程	新任技能検定員(普通二種)課程
新任技能検定員(中型二種)課程	新任技能検定員(中型二種)課程
新任技能検定員(普通)課程	新任技能検定員(普通)課程
新任技能検定員(中型)課程	新任技能検定員(中型)課程